

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社カイト
主たる事務所の所在地	〒275-0016 千葉県習志野市津田沼 1丁目2-19 つるやビル5F
代表者(職名・氏名)	代表取締役 叶井 宏典
設立年月日	平成 22年 4月 16日
電話番号	047-406-3435

2. 事業所の概要

事業所名	カイト訪問看護リハビリステーション	
所在地	〒274-0825 千葉県船橋市前原西2丁目12-8 鈴木生花ビル3F	
電話番号	047-406-3435	
指定年月日・事業所番号	令和4年1月1日指定	1262890796
管理者名	穂積 あゆみ	
サービス提供地域	船橋市、習志野市、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市	

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	4名 (常勤) 名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	1名 (常勤) 0名 (非常勤)
作業療法士		1名 (常勤) 0名 (非常勤)
言語聴覚士		0名 (常勤) 0名 (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	0名 (常勤) 0名 (非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(1月1日～1月3日)は除きます。	8時30分～17時30分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っていきます。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、
看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、
看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (3) 指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的、月1回以上の提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を電磁記録等の端末にて記録します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。
情報開示1回につき5000円の手数料が発生します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月26日にご指定の金融機関の口座から引落としとなります。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、速やかに下記までご連絡下さい。

ステーション名：カイト訪問看護リハビリステーション 連絡先：047-406-3435

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。
当日やむを得なくキャンセルされる場合は早めにお知らせ頂けるようお願い致します。

11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	047-406-3435	FAX番号	047-406-3543
担当者	管理者 吉村 美穂子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	船橋市介護保険課	電話番号:047-436-2302
	千葉県国民健康保険団体連合会	電話番号:043-254-7428

13. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

重要事項説明書

(指定訪問看護)

14. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社カイト
主たる事務所の所在地	〒275-0016 千葉県習志野市津田沼 1丁目2-19 ツルヤビル5F
代表者(職名・氏名)	代表取締役社長 叶井 宏典
設立年月日	平成 22年 4月 16日
電話番号	047-406-3435

15. 事業所の概要

事業所名	カイト訪問看護リハビリステーション
所在地	〒274-0825 千葉県船橋市前原西 2丁目12-8 鈴木生花ビル3F
電話番号	047-406-3435
管理者名	穂積 あゆみ

16. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	4名 (常勤) 名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	1名 (常勤) 0名 (非常勤)
作業療法士		1名 (常勤) 0名 (非常勤)
言語聴覚士		0名 (常勤) 0名 (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	0名 (常勤) 0名 (非常勤)

17. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(1月1日～1月3日)は除きます。	8時30分～17時30分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

18. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談

- (6)カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7)生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8)終末期の看護

19. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

20. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

21. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を電磁機器等の端末にて記録します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。
情報開示 1 回につき 5000 円の手数料が発生します。

22. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、医療保険制度に基づく金額になります。
- (3) 医療保険対象外の実費は、全額自己負担となります。
- (4) 利用者負担金は、毎月26日にご指定の金融機関の口座から引落としとなります。

23. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、速やかに下記にご連絡ください。

ステーション名：カイト訪問看護リハビリステーション 連絡先：047-406-3435

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日やむを得なくキャンセルされる場合は早めにお知らせ頂けるようお願い致します。

24. 秘密保持

事業所及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、訪問看護計画の作成や市町村の実施する保険福祉サービスの連携をするにあたり、関係者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

25. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	047-406-3435	FAX番号	047-406-3543
担当者	管理者 穂積 あゆみ		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

26. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

【説明確認欄】 私は以上のとおり重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____

【説明確認欄】 以上のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主> (事業者)

住 所 千葉県習志野市津田沼 1丁目2-19 ツルヤビル5F

事業者名 株式会社カイト

代表者 叶井 宏典 (印)

(事業所名)

住 所 千葉県船橋市前原西2丁目12-8鈴木生花ビル3F

事業所名 カイト訪問看護リハビリステーション

管理者名 穂積 あゆみ

説明者 氏 名 _____